



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

861	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
862	〃	(〃)..... 1
863	保安林予定森林	(森林整備課)..... 2
864	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 2
865	〃	(〃)..... 3
866	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 4

○ 公告

	和歌山県民文化会館における指定管理者の募集	(文化学術課)..... 4
--	-----------------------	----------------

○ 諸報

	和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者の募集	(教育委員会)..... 7
--	--------------------------------	----------------

告 示

和歌山県告示第861号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年8月20日まで縦覧に供する。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年7月18日

2 名称

特定非営利活動法人こころとからだの総合教育育夢学園

3 代表者の氏名

長坂徳久

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市隅田町中島122番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者までの広い年齢層を対象に、トレーニングやフィットネス等の様々な運動指導を行い、スポーツの振興と地域住民の健康増進に努め、また、体育や英会話、音楽、パソコン等の総合教育を実施することで、健全なるこころとからだの育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第862号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成30年8月20日まで縦覧に供する。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年7月19日

2 名称

特定非営利活動法人グリーンスペース

3 代表者の氏名

長濱正幸

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町徳田95番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、こころの病いで苦悩している者等を対象に居住の場を提供し、地域で「普通」に生活すること及び共同生活を通して自立の道を模索することを目的とする。

和歌山県告示第863号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字川又字小潰620の36

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第864号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

風呂の谷川右支溪（3-341-1-008）、紀ノ川右支溪（3-341-1-007）、紀ノ川右支溪（3-341-2-012）、

穴伏川左支溪(3-341-1-006)、紀ノ川右支溪(3-341-2-010)、紀ノ川右支溪(3-341-2-011)、移1(I-3085)、移2(II-547)、移3(II-549)、移4(II-550)、移5(II-551)、移6(III-145)、移7(III-146)、移9(III-151)、移(101)(I-10027)、移(102)(II-10231)、移(104)(II-10233)、移(105)(II-10234)、窪1(II-552)、窪4(II-555)、背ノ山1(II-556)、背ノ山(101)(II-10235)、高田(I-129)、高田(101)(II-10236)、高田(102)(II-10237)、高田(103)(II-10238)、窪2(II-553)、窪3(II-554)、窪(101)(II-10239)、萩原2(II-459)、萩原3(II-460)、萩原5(II-462)、萩原6(II-463)、萩原8(III-144)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

萩原4(II-461)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第865号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

高津気(101)(I-80027)、高津気(102)(II-80156)、高津気(103)(II-80157)、高津気(104)(II-80158)、高津気(105)(II-80159)、高津気(106)(II-80160)、高津気(107)(II-80161)、高津気(108)(II-80162)、高津気(109)(II-80163)、南大居(101)(II-80164)、南大居(102)(II-80165)、南大居(103)(II-80166)、南大居(104)(II-80167)、南大居(105)(II-80168)、南大居(106)(II-80169)、南大居(107)(II-80170)、坂足(101)(II-80171)、坂足(102)(II-80172)、坂足(103)(II-80173)、田垣内(101)(I-80028)、田垣内(102)(II-80174)、田垣内(103)(II-80175)、田垣内(104)(II-80176)、田垣内(105)(II-80177)、田垣内(106)(II-80178)、田垣内(107)(II-80179)、田垣内(108)(II-80180)、田垣内(109)(II-80181)、田垣内(110)(II-80182)、熊瀬川(101)(II-80183)、熊瀬川(102)(II-80184)、

熊瀬川(103) (Ⅱ-80185)、熊瀬川(104) (Ⅱ-80186)、西中野川(101) (Ⅱ-80187)、西中野川(102) (Ⅱ-80188)、西中野川(103) (Ⅱ-80189)、西中野川(104) (Ⅱ-80190)、西中野川(105) (Ⅱ-80191)、西中野川(106) (Ⅱ-80192)、西中野川(107) (Ⅱ-80193)、西中野川(108) (Ⅱ-80194)、西中野川(109) (Ⅱ-80195)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第866号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3439	紀の川市桃山町市場字正公田232番1の一部	紀の川市桃山町元156番地1 船木孝明	平成 30.7.23	6.00	54.81

公 告

公 告

県が設置する和歌山県民文化会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 名称 和歌山県民文化会館

(2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

(3) 規模等

ア 敷地面積 9,910㎡

イ 会館 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建て
延床面積 15,945㎡

ウ 駐車場 構造 鉄骨造地上7階建て
延床面積 10,589㎡

形式 傾床型自走式7階8層

収容台数 普通車 476台

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県民文化会館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載する業務

3 指定の予定期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1) については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11)又は(12)のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成30年7月31日(火)から同年8月14日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局文化学術課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成30年8月16日(木)午前10時
 - イ 場所 和歌山県民文化会館中会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 平成30年8月20日(月)から同月31日(金)まで
 - イ 回答日 平成30年9月7日(金)
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
- ア 期間 平成30年9月10日(月)から同月25日(火)まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月予定

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局文化学術課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2050

ファクシミリ番号 073-436-7767

諸 報

公 告

県が設置する和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年7月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 ア 和歌山県立体育館

イ 和歌山県立武道館

(2) 所在地 ア 和歌山市中之島2238

イ 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

(3) 規模等

敷地面積 ア 10,476.40㎡

イ 938.86㎡

主な施設の延床面積 ア 本館 5,239.83㎡

補助館 495.00㎡

管理棟 107.00㎡

ウエイトリフティングトレーニング室 105.00㎡

イ 武道場 697.58㎡

管理棟 132.00㎡

休養室 48.29㎡

主な施設の構造 ア 本館 鉄筋コンクリート造地上2階建て（一部地下1階）

補助館 鉄骨造平家建て（一部2階）

管理棟 鉄筋コンクリート造平家建て

ウエイトリフティングトレーニング室 鉄骨造平家建て

イ 武道場 鉄筋コンクリート造平家建て

管理棟 コンクリートブロック造平家建て

休養室 ブロック造平家建て

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）

に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）第1条及び和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全又は福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当しないこと及び将来にわたって該当しないことが確約できないもの
ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与している者
エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成30年7月31日（火）から同年8月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成30年8月23日（木）午後2時
 - イ 場所 和歌山県立体育館 大会議室
和歌山市中之島2238
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配付期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配付場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 平成30年8月24日（金）から同月31日（金）まで
 - イ 回答日 平成30年9月5日（水）
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月6日(木)から同月19日(水)まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

電話番号 073-441-3690

ファクシミリ番号 073-433-4408